

「雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務」公募に係る質問及び回答

No.	資料名	項目	質問者	質問事項	回 答
1	実施要領	3（6）	A	実施要領3（6）配置予定技術者ア、イ、ウについて本業務に取り組むにあたって新たに雇用する者又は臨時雇用（アルバイト・パート等）でも認められるでしょうか。	業務品質確保と個人情報保護の観点から、配置予定技術者は提案者の正社員であり、入札日前3カ月以上継続して提案者との雇用関係のある者としてします。
2	実施要領	3	A	応募主体について、2社による共同事業体でのエントリーの場合、主となる事業者が、実施要領3（1）～（10）に記載の要件を満たしていれば、副となる事業者については満たしていなくても良いか。	共同事業体を構成する全ての事業者が、実施要領3（1）～（10）を満たしている必要があります。